

新型コロナウイルス感染症～自宅療養を終了される方々へ～

- ・厚生労働省の定める基準を満たした方へは、保健所から終了の連絡をいたします。
- ・終了時点で他の人への感染性はないと考えられますが、稀な事例として、再度新型コロナウイルス陽性となる方が確認されております。
- ・そのため、自宅療養を終了後4週間は以下の点に留意いただきますようお願いいたします。

●一般的な衛生対策を徹底してください。

- ・石けんやアルコール消毒液を用いて手洗いをしてください。
- ・咳エチケット（マスクやティッシュ、ハンカチ、袖、肘の内側などを使って口や鼻をおさえる、マスクの着用等）を守ってください。

●健康状態を毎日確認してください。

- ・毎日、体温測定を行い、発熱（37.5℃以上）の有無を確認してください。

●咳や発熱などの症状が出た場合

- ・速やかに新型コロナウイルス受診相談センターに連絡し、その指示にしたがい、外出時には必ずマスクを着用して、必要に応じて医療機関を受診してください。

新型コロナウイルス受診相談センターへの連絡及び医療機関の受診にあたっては、あらかじめ新型コロナウイルス感染症で自宅療養を終了していたことを電話連絡してください。

- 退院後は普段通りの生活が可能です。上記のことに留意され、ご無理のない範囲で活動をしてください。また、勤務先等のルールなどもございますので、勤務先等へもご相談いただきますようお願いいたします。

咳や発熱などの症状が出た方 ※真庭市・新庄村の方	○真庭保健所新型コロナウイルス受診相談センター ●平日 8：30～17：15 0867-44-2990 ●上記時間帯以外は留守番電話につながりますので、応答メッセージに従ってください。
---------------------------------	---